### 赤 川 理

### 1 はじめに

本論文は、「子どもの権利」と「子どもの福祉」に関する Friederike Wapler の業績 (注1) のうち、基本法 6 条 2 項 2 文に関する議論の一部を、「子どもの権利」と国家の監視人職務のかかわりの観点から、また、「子どもの福祉」と国家の監視人職務のかかわりの観点から紹介した上で、基本法 6 条 2 項 2 文に関する Wapler の議論の基底にどのような考え方が存在するかについて若干の検討を行う。

ドイツにおいては、基本法6条2項が、「子どもの養護及び教育は、親の自然の権利であり、何よりもまず彼ら〔親〕に課せられた義務である。その活動については、国家共同体が監視する」(注2)、と定めている。基本法6条2項2文に「その活動については、国家共同体が監視する」、と定められていることから、国家には、国家の「監視人職務」があると言われている(注3)。

基本法6条2項2文に定められた国家の監視人職務は、子どもの養護及び教育に関する親の権利・義務と緊張関係に立つことになる。ここでは、子どもの養護及び教育が問題であるのだから、「子どもの権利」と国家の監視人職務はかかわりを持つことになるはずであり、「子どもの福祉」と国家の監視人職務もかかわりを持つことになるはずである。そこで、「子どもの権利」と国家の監視人職務のかかわりの観点から、また、「子どもの福祉」と国家の監視人職務のかかわりの観点から、基本法6条2項2文に関するWaplerの議論の基底にどのような考え方が存在するかということについて検討を行うことによって、「子どもの権利」と「子どもの福祉」の関係に関するドイツの憲法学の議論の一側面に、わずかではあるが、接近することができるの

ではないかということが、本論文の問題意識である。

このような問題意識に基づいて、以下においては、まず、基本法6条2項2文に関するWaplerの議論の一部を紹介し、最後に、基本法6条2項2文に関するWaplerの議論の基底にある考え方について検討することにしたい。

### 2 国家の監視人職務

ドイツの憲法学の議論において、基本法6条2項2文に定められた国家の監視人職務は、どのように位置づけられるのか、ということを最初に問題にする必要があると考えられる。Wapler によれば、「監視人職務の憲法上の地位に関して、現在、意見の一致は支配していない。それは、最終的に、基本権制約にとって普通とは異なる定式化に戻っていくのだが」(注4)。ここで、「基本権制約にとって普通とは異なる定式化」(注5)というのは、基本法6条2項2文の「国家共同体は親の活動を「監視する」という命題」(注6)のことを意味していると考えられる。

Wapler は、「基本法6条2項1文の特殊な文言が、整理を実際に困難にする」、と述べる  $(^{127})$ 。確かに、基本法6条2項1文における「子どもの養護及び教育は、親の自然の権利であり、何よりもまず彼ら〔親〕に課せられた義務である」  $(^{128})$  という規定も、「特殊な文言」  $(^{129})$  ということができないわけではないように思われる。しかし、Wapler が書いている文章の前後のつながりからすると、ここで述べられた「整理」  $(^{1210})$  というのは、「監視人職務の憲法ドグマーティク上の整理」  $(^{1210})$  のことを意味しているのではないかと思われる。また、この箇所において、Wapler が議論しようとしているのは、基本法6条2項2文に定められた国家の監視人職務のこと、すなわち、「国家共同体は親の活動を「監視する」という命題」  $(^{1212})$  のことであると考えられる。いずれにしても、Wapler は、基本法の成立の歴史を探究した上で、「…成立の歴史からは、監視人職務の体系上の整理、また、内容的な輪郭に関して、何かが導き出されることはほとんどない」、と述べる  $(^{1213})$ 。

こうして、Wapler によれば、基本法の成立の歴史から監視人職務の意味を明確化するということは困難であることが判明した。そこで、Wapler は、基本法6条2項2文の文言それ自体の解釈へと歩みを進めることになる。Wapler は、規定の文言は、国家の役割のきわめて納得のいく記述を含んでいる、と述べる (注14)。ここで、規定の文言というのは、「国家共同体は親の活動を「監視する」という命題」 (注15) のことを意味していると考えられる。Wapler は、こう述べる。「監視人は、通例、監視される対象と近い関係にあり、そして、それ [監視される対象] に何事も起こらないように注意を払う。それ [監視される対象] が危険に陥るときには、彼 [監視人] は、保護する措置、また、救出する措置をとる」 (注16)。Wapler によれば、「…監視人職務は、言葉の意味にしたがえば、監督の要素と干渉の要素を含んでおり、その際、干渉は、危険が保護対象に対して存在することと結びつけられている。基本法6条2項2文に基づく国家の監視人職務の保護対象は、子どもである。監督される行動は、親の教育活動(die erzieherische Betätigung der Eltern)である」 (注17)。

ここで、「親の教育活動」(注18)ということが述べられたが、Wapler は、「教育」という言葉についてどのように考えているのだろうか。Wapler は、基本法 6条 2 項 1 文の規定の文言を踏まえて、「親の権利は、言葉上、子どもの「養護(Pflege)及び教育(Erziehung)」に関連する」、と述べる(注19)。Wapler によれば、「養護」という表現は、子どもの身体的、また、感情的世話について述べるのに対して、「教育」は、精神的、また、社会的次元を強調する(注20)。「しかし、法的な用語法において、これらのメルクマールは、明確には切り分けられない。というのは、もっともなことに、養護も教育も、常に、家庭という文脈に埋まっているということから出発されるからである」(注21)。つまり、家庭という文脈を背景とすれば、子どもの世話を養護と教育に切り分けることはできないと Wapler は考えているのであろう。そして、Wapler は、こう述べる。「それゆえ、以下において、「教育」のことが話題になるときに、身体的な世話が常に一緒に考えられている。この広い

意味における教育は、子どもに対する親のすべての行動に(あるいは、行為しないことにも)かかわる」 (注22)。Wapler によれば、基本法 6 条 3 項も、そのような広い解釈に有利な材料を提供する (注23)。つまり、Wapler は、「教育」という言葉を広く解釈し、身体的な世話を含む意味で用いる、というのである。確かに、Wapler がここで述べたのは、「教育(Erziehung)」という名詞についてである。しかし、「親の教育活動(die erzieherische Betätigung der Eltern)」 (注24) という場合の「教育活動」についても、Wapler の議論においては、身体的世話を含む広い意味で用いられた「教育」のことが念頭に置かれていると考えてよいように思われる。

基本法6条2項2文の国家の監視人職務に関する Wapler の議論に話を戻 そう。Wapler によれば、「連邦憲法裁判所の判例において、また、文献の相 当の部分においても、親の権利は、国家の側から、基本法6条2項2文、3 項に基づく監視人職務の枠内においてのみ制約されることが許されるという 明確な見解が見いだされる。したがって、監視人職務は、それでもって、親 の権利の限界、また、それ「親の権利の限界」と一致する国家の規制権およ び干渉権が決定されるところの中心的な登場人物である」(注25)。つまり、 Wapler は、国家の監視人職務は、親の権利を制約するものだというのであ る。それでは、親の権利を制約する国家の監視人職務は、法律の留保とどの ような関係にあるのであろうか。先に紹介したように、Wapler は、「…監視 人職務は、言葉の意味にしたがえば、監督の要素と干渉の要素を含んでお り、その際、干渉は、危険が保護対象に対して存在することと結びつけられ ている。基本法6条2項2文に基づく国家の監視人職務の保護対象は、子ど もである。監督される行動は、親の教育活動(die erzieherische Betätigung der Eltern) である」、と述べる (注26)。このことに続けて、段落をあらため て、Wapler は、「基本権体系上、この構成は、いずれにせよ、古典的意味に おける法律の留保としてみなされることはできない」、と述べる(注27)。 Wapler によれば、古典的意味における法律の留保について典型的であるの は、例えば、基本法8条2項、あるいは、12条1項のように、法律の留保

が、基本権の保護領域への介入を法律の規制に依存させていることであ る (注28)。Wapler によれば、基本権の保護領域への介入を法律の規制に依存 させていることによって、一方で、保護領域へそもそも介入が許されるとい うことが信号で知らされ、同時に、国家の干渉可能性は、法律の規制の根拠 に基づいてのみ正当化されることができることに限定される (注29)。ところ が、Waplerによれば、「国家の監視人職務は、この意味における規制を含ま ず、したがって、単純な法律の留保ではない」(注30)。Waplerは、基本法6 条3項と対照させることも、国家の監視人職務は単純な法律の留保ではない というこの見解に有利な材料を提供する、と述べる(注31)。Waplerによれば、 基本法6条3項は、親からの子どもの引き離しという特殊な種類の介入につ いて、特別な法律の留保を規範化しており、この措置は、法律の根拠に基づ いてのみ許され、さらに、親の故障、不良化の危険という3項の特殊な前提 条件が満たされるときのみ許される<sup>(注32)</sup>。つまり、特別な法律の留保を定 めている基本法6条3項(注33)と対比すれば、基本法6条2項2文が古典的 な法律の留保であるのであれば、基本法6条2項2文も文言上明示的に法律 の留保を規定するはずであり、基本法6条2項2文が規定上そのような文言 になっていないことは、古典的な法律の留保ではないことの証拠である、と Wapler は考えているのであろう。もっとも、Wapler の議論においても、国 家は法律の根拠なしに親の権利に介入できるわけではなく、むしろ法律の根 拠を必要とする(注34)。しかし、Waplerによれば、それは、単純な法律の留 保によるのではなく、法律の留保の一般的な法治国家原理に由来するのであ る (注35)

ここで、Wapler は、親の権利に目を向ける。先に紹介したように、Wapler によれば、基本法6条3項は、親からの子どもの引き離しという特殊な種類の介入について、特別な法律の留保を規範化している (注36)。このことを踏まえて、段落をあらためて、Wapler は、こう述べる。「すでに、基本法6条3項におけるこの特別な留保のゆえに、基本法6条2項1文の親の権利を留保なしに認められた基本権と呼ぶことは適切でない。そのうえ、基

本法6条2項2文が、子どもに有利になるように監督的に、また、干渉的に 行動することを国家へ授権することを含んでいることによって、それ〔基本 法6条2項1文の親の権利〕は、例えば、基本法4条1項に基づく信教の自 由のような、この種の他の基本権から区別される」(注37)。つまり、基本法6 条2項1文の親の権利は、「留保なしに認められた基本権 | (ヹ38) ではない、 と Wapler はいうのである。Wapler によれば、「監視する」という表現は、 親という制度を法律上形態づけることだけではなくて、それ以上のものを指 し示す (注39)。Wapler は、こう述べる。「監視人は、保護対象が危険である とき、介入の権限があり、彼「監視人」は、基本法6条2項2文においてそ れに義務づけられてさえいる。したがって、監視人職務は、〈保護委託〉と して理解されることができ、また、特殊な形の〈介入の授権〉と結びつけら れているところの国家共同体に〈任務を負わせること〉(…)である」(注40)。 そして、Wapler は、監視人職務は、定式化において単純な法律の留保と区 別されるだけではなくて、内容的な射程においても、単純な法律の留保と区 別される、と考えている(注41)。Waplerによれば、監視人職務は、親の権利 の包括的な法的形態づけを正当化するのではなくて、監視の任務にとって必 要な措置だけを、すなわち、保護対象に害を与えないように配慮する措置だ けを正当化するのである (注42)。

## 3 「子どもの福祉」と国家の監視人職務

Wapler は、「子どもの福祉」と国家の監視人職務のかかわりについて、どのように考えているのだろうか。Wapler は、次のように述べる。「監視人職務は、基本法6条2項の体系づけによれば、子どもの有利になるように存在する。国家が監視するところの親の権利は、いずれにせよ、子どもの利益にも仕えるからである」(注43)。Wapler によれば、このことは、国家は、個々の子どもからはぎとられた抽象的な子どもの福祉を保護しなければならないということを意味するのではなくて、国家はすべての個々の子どもの福祉を保護しなければならない、ということを意味する(注44)。「再び、ここで、子

どもの福祉概念は、子どもの有利になる、あるいは、子どもの利益に仕えるところの振舞いのための符丁(Chiffre)としてあらわれる。それ〔子どもの福祉概念〕は、意味の喪失なしに、子どもの利益の概念(den Begriff der Kindesbelange oder Kindesinteressen)と取り換えられることができるだろう。国家の監視人職務は、親の教育権に介入するところの国家の措置を、子どもの利益において正当化する」(注45)。つまり、Wapler は、「子どもの福祉」という概念は、子どもの利益の概念でもって、言い換えることができるというのである。

こうして、Wapler によれば、国家は、監視人職務によって、子どもの利 益と言い換えることのできる「子どもの福祉」を保護しなければならないの であるが、個人的な子どもの利益を超えた公的な利益が監視人職務を作動さ せることはないのであろうか。Wapler によれば、連邦憲法裁判所は、監視 人職務を、1950年代に、教育に対する公的利益が存在するだろうところの領 域に限定したが (注46)、連邦憲法裁判所は、それでもって、子どもに対する 公的利益を親に反して貫徹することを、明白に意図するものではない (注47)。 Wapler によれば、「むしろ、この〔連邦憲法裁判所の〕発言は、教育に対す る公的利益は、親がその教育行動でもって、子どもの発達を危険にするとき (はじめて)存在するという意味に理解される | (注48)。 つまり、親が子ども の発達を危険にするような行動をとるときに国家が介入するのだが、そうし た国家の介入を公的利益の名のもとに認める、という構成に連邦憲法裁判所 の議論はなっている、と Wapler は考えているのであろう。つまり、連邦憲 法裁判所の判例においては、個人を超えた公的な利益が監視人職務を作動さ せるということは念頭に置かれていない、と Wapler は考えているのだと思 われる。そして、基本法の成立の歴史も指摘した上で、「したがって、子ど もは一あるいは、支配的な用語法においては子どもの福祉は一国家の監視人 職務の唯一の保護法益(das einzige Schutzgut)である」、と Wapler は述 べる。<sup>(注49)</sup> こうして、Wapler の議論において、子ども、あるいは、「子ど もの福祉 | は、国家の監視人職務の唯一の保護法益として登場することにな

る。

### 4 「子どもの基本権」と国家の監視人職務

Wapler は、「子どもの権利」と国家の監視人職務のかかわりについて、どのように考えているのであろうか。「子どもの権利」は、国家の監視人職務の議論に登場しないのであろうか。Wapler は、「子どもの基本権」について、次のように問いを投げかける。「ここまで展開した思考の成り行きについて、子どもの基本権がこれまでどのような種類の意義も発揮しないことは不思議に思われる。どうして、国家の監視人職務との関連において、保護法益(Schutzgut)としての〈子どもの福祉〉に立ち戻られて、子どもの基本的〈権利〉には立ち戻られないのか。」(注50)。Wapler は、その問いに対する答えを、「憲法と家族法の伝統」の中に見て取る(注51)。

Wapler は、「憲法と家族法の伝統」(注52)として、どのようなことを考えているのであろうか(注53)。子どもの基本権は、包括的に親によって主張されるので、子どもの権利は、基本法6条の枠内において少しも意義がないままであるという見方が、1950年代及び1960年代の家族法と憲法においても優勢であった、とWapler は述べる(注54)。Wapler によれば、子どもの基本権は義務に拘束づけられた親の権利によって十分に保護されている、と初期の連邦共和国における憲法ドグマーティクが思っていたことは首尾一貫していた(注55)。「監視人職務を子どもの基本権と結びつけることは、この観点からは、何の意味もなかった」、とWapler は述べる(注56)。つまり、Wapler によれば、子どもの基本権は親によって主張されるものとして、その意義がきわめて限定されていたという「憲法と家族法の伝統」(注57)が、これまでの議論に子どもの基本権が登場しないことの理由だというのである。

しかし、Wapler によれば、物事の見方は、1968年の養子法に関する連邦憲法裁判所の原則的決定(BVerfGE24, 119)でもって、初めて変化した<sup>(注58)</sup>。「そこにおいて、それ〔連邦憲法裁判所〕は、子どもの福祉に対する、親と国家共同体の義務を、子どもの基本権から、特に人間の尊厳と一般

的人格権から導き出した」、と Wapler は述べる (注59)。

Wapler は、連邦憲法裁判所の判示を引用した (注60) 上で、次のように述べ る。「連邦憲法裁判所は、この一節において、基本法6条2項1文が親に子 どもに関する権利を認める事情を説明した。それ〔連邦憲法裁判所〕は、子 どもがそれによって、その〔子どもの〕親の恣意の対象物になる危険を見て 取った。子どもは人間の尊厳と一般的な人格権の主体であるので、これ〔子 どもが親の恣意の対象物になること〕は、基本法1条1項の人間の尊厳の妥 当の下で生じることは許されない。したがって、国家の監視人職務は、人間 の尊厳と人格権のこの潜在的な侵害を阻止するために仕える。それにもかか わらず、連邦憲法裁判所は、ここで、子どもの基本権を国家の監視人職務の ための尺度と宣言したのではなく、子どもの福祉がそうだと宣言した。すな わち、子どもの基本権は、国家の監視人職務によって、直接に保護されるの ではない。そうではなくて、子どもの基本権は、国家の監視人職務のための 妥当の根拠であり、それ〔国家の監視人職務〕はそれ自体子どもの福祉に義 務づけられている」(注61)。Waplerによれば、こうして、子どもの福祉は、 親の権利と国家の監視人職務の限界づけに対して尺度を与える基準に選ばれ る (注62)。Wapler によれば、これに対して、基本権は、この限界づけの内容 的な決定に対して、取り立てて言うほどの意義を発揮しない(注63)。

Wapler によれば、以上の読み方は広くいきわたった読み方であるが、この読み方は、国家はすべての市民に対して基本権を尊重することを義務づけられているのであって、たとえどのように定義されるにせよ福祉を保護することを義務づけられているのではないという点で、疑念を呼び起こしうる (注64)。どうして、子どもにおいて、この区別がなされるのかは、正当化を必要とする、と Wapler は問いを提起する (注65)。

「子どもの福祉」という表現の使用を、憲法の中への単純法の反映として評価することが、この問いに対する説得力ある説明になる、と Wapler は考えている (注66)。Wapler は、連邦憲法裁判所の1954年の親の権利と親の権利の限界に関する最初の原則的決定 (注67)を引用した (注68)上で、こう述べる。

「したがって、解釈の歴史の最初に、監視人職務は子どもの福祉に仕えるという命題があるのではない。そうではなくて、そこにおいて子どもの福祉が語られるところの現存する単純法の規範が、憲法上、監視人職務によって正当化されるという判決があるだけである」(注69)。しかし、事態はそれにとどまらない。Wapler によれば、子どもの福祉概念は、憲法ドグマーティクにおいて独り立ちし、しばしば、解釈によって獲得された憲法内在的概念として姿をあらわす(注70)。そして、Wapler によれば、子どもの福祉と子どもの権利についてのパラレルなディスコースという事態になり、そのディスコースは常に一貫した結果に導くとは限らない、ということになる(注71)。

つまり、Wapler は、連邦憲法裁判所の判例を次のように理解していると考えられる。一方で、「子どもの福祉」は子どもの利益をあらわすものとして「国家の監視人職務」の保護法益になる (注72)。他方で、「子どもの基本権」は、「国家の監視人職務」の妥当根拠である (注73)。しかし、憲法の観点からすれば、国家の監視人職務は、「子どもの基本権」保護の任務を負うはずである (注74)。こうして、Wapler の理解によれば、連邦憲法裁判所の判例を前提とすると、「子どもの権利」のディスコースと「子どもの福祉」のディスコースが同時並行的に存在する可能性があり、それぞれのディスコースは同じ結論に至るとは限らないことになる (注75)。「子どもの権利」と「子どもの福祉」のかかわりはどのように考えられるべきであろうか。Wapler は、「子どもの基本権主体性」 (注76) に着目して、議論を次のように進める。

## 5 国家による保護と援助を求める子どもの請求権

Wapler によれば、「子どもの基本権主体性から、国家の官庁の保護と援助を受け取る子どもの請求権が導き出される。したがって、監視人職務は、子どもを危険と害から保護する国家の客観的な義務を定めるだけではなくて、子どもに、この保護を求める主観的権利を与える」(注77)。Wapler は、このことを、「子どもの基本権」と「子どもの福祉」に関連づけて、こう述べる。「一般に行われている定式化は、子どもは〈基本権主体として〉国家による

保護と援助を求める請求権を有し、それ「その請求権」をこれ「国家」は、 それ「国家」が子どもの利益に関する決定の際に、〈子どもの福祉〉に基づ いて方向づけられ、あるいは、子どもの福祉の危険に対抗して活動すること によって実現する、ということである。しかし、結局のところ、子どもの請 求権もその〔子どもの〕基本権から結果として生じ、したがって、監視人職 務は、中核において、基本権保護である | (注78)。ここで、Wapler が述べて いるのは、「子どもの基本権」から、国家による保護と援助を求める子ども の請求権が生じるのであるが、その請求権の国家による実現は、国家が「子 どもの福祉 | に基づいて方向づけられる、あるいは、子どもの福祉の危険に 対抗して活動することによる、というとらえ方が一般的であるということで ある。つまり、一般的なとらえ方によれば、子どもの基本権主体性から出発 した議論においても、「子どもの権利」と「子どもの福祉」(あるいは、子ど もの福祉の危険)という二つの概念が併存している、と Wapler は考えてい ることになる。本論文の前節(「4 「子どもの基本権」と国家の監視人職 務 |) で述べた、「子どもの権利 | のディスコースと「子どもの福祉 | のディ スコースが同時並行的に存在する可能性がある(注79)ということと対応して いることになる。

## 6 「子どもの福祉」と子どもの福祉の危険

ところで、Wapler は、「子どもの福祉」概念それ自体について、どのように考えるのであろうか。Wapler によれば、「子どもの福祉の概念は、非常に不明確であること、基本権とのその関係は、より詳細な明確化を必要とすること」が、すでに示された「注80」。こうして、「子どもの福祉」概念、あるいは、子どもの福祉の危険の概念について、さらに検討することが必要になることになる。Wapler は、「子どもの福祉」と親の権利について、国家の監視人職務も考慮に入れて、次のように述べる。「親の権利の優位のために、監視人職務は補充的であり、そこにおいて、子どもに具体的な害が迫っている、すなわち、そこにおいて、家族法の用語において子どもの福祉が危険に

なっている(BGB1666条1項)場合に限定されている。それと対応して、今日完全に支配的な見解によれば、子どもの福祉の危険に関する境目(Schwelle)が越えられたときに初めて、親の権利に介入する国家の権限が存在する。したがって、ここでも、基本権に関連する限界を設けるために、家族法の既成の言葉の使い方が引き入れられる。これは、国家の監視人職務は、法律の留保の原則のために、単純法によって、形態づけられなければならないという点において納得できる。この単純法の形態づけは、とりわけ家族法において、ここで再び主としてBGB1666条、1666a条に見出される。それらは、中心的な前提条件として、子どもの福祉の危険を挙げている」(遠路1)。

こうして、民法典(BGB)の規定に依拠して登場した子どもの福祉の危険という概念が、国家の監視人職務と親の権利の関係を考える上でも重要性を持つことになる。Waplerによれば、基本法6条2項2文による監視人職務の枠内における国家の権限を記述することにとって、子どもの福祉の危険という概念が有意義な概念であるかどうかは、子どもの福祉の危険という概念から、憲法的視点から、介入を授権するという任務にとって十分に明確な内容が取り出されるかどうか、によることになる(ibs2)。

Wapler によれば、子どもの福祉の危険は、単純法に移し替えられなければならないところの、憲法から解釈によって取り出される親の権利の限界を描出しないことが注意されるべきである (注83)。Wapler によれば、事情はまさに反対であって、まず、前憲法的規律が BGB1666条 1 項に存在し、BGB1666条 1 項により、親の配慮権への介入が、子どもの福祉が危険であることに依存したのであり、そして、BGB1666条 1 項の規定は、基本法の施行の後、監視人職務の憲法適合的な形態づけとして評価されたのである (注84)。「したがって、いわゆる子どもの福祉の危険の境目は、憲法内在的ではなくて、単に憲法と一致可能であるだけである」 (注85)。つまり、子どもの福祉の危険の概念は、憲法より前に存在する BGB1666条 1 項の規律に由来するのであり、憲法から取り出されたものではないのである。

### 7 子どもの福祉の危険の明確化

本論文の前節で紹介したように、Wapler は、「したがって、いわゆる子ど もの福祉の危険の境目は、憲法内在的ではなくて、単に憲法と一致可能であ るだけである | (注86)、と指摘したのちに、項目をあらためて、こう述べる。 「この解釈史上の関連にもかかわらず、子どもの福祉の危険は、そうこうす るうちに、それでもって、親の権利への国家の介入が憲法上正当化され、あ るいはーそれが存在しないときは一退けられるところの中心的論拠になっ た。〔この〕概念は、それでもって、親の権利の限界の問い、また、国家の 介入権限の問いに対して相当の意義を手に入れた」(注87)。こうして、本来民 法典 (BGB) に由来し、基本法に由来するのではない子どもの福祉の危険 の概念は、憲法解釈上の重要性を獲得することになる。Wapler は、「子ども の福祉」と子どもの福祉の危険が、このような重要性を手に入れるならば、 それに対応して、これらの概念は、内容的に明確に規定される、あるいは、 少なくとも明確性を手に入れようと努力することが考えられるべきであろ う、と指摘する(注88)。ところが、実情は異なる、とWaplerは考えている。 Wapler は、「それとは全く反対に、子どもの福祉の危険のための一般的に妥 当する基準を立てることが問題であるときに、憲法の文献は、また、判例 も、並外れて慎重である。子どもの福祉は非常に複雑な事柄であるので、そ れ〔子どもの福祉〕、あるいは、その〔子どもの福祉の〕危険は、個別事例 の審査の方法においてのみ、突き止められることができるということが、と きおり、単純に指摘される |、と述べる (注89)。 つまり、「子どもの福祉 |、あ るいは、子どもの福祉の危険について、判例も学説も個別の事例に即して検 討するだけで、一般的に妥当する基準を志向しない、というのである。これ に対して、Waplerは、こう述べる。「しかしまた、個別事例の審査も、それ が恣意に服するべきではないならば、それに基づいて個別事例の審査が方向 づけられることができるところの尺度を必要とする」(注90)。

こうして、Waplerは、子どもの福祉の危険の明確化を目指すことになる。

Wapler は、家族法の伝統との連結において、連邦憲法裁判所は、子どもの福祉の危険を、確立した判例において定義する (注91) として、連邦憲法裁判所の判例の次の部分を引用する (注92)。

「[…] すでに生じている害、あるいは、そのさらなる発達の際に、相当の侵害が、かなりの確実性でもって予見される程度において存在する現在の危険。」(注93)

その上で、Wapler は、子どもの福祉の危険について、次のメルクマールが、この定義から取り出される、と述べる (注94)。「(a)子どもに、相当の害が差し迫っていなければならない、あるいは、これがすでに生じていなければならない。(b)害がすでに生じていないならば、それは、「かなりの確実性」でもって予言されなければならない。この定式化は、おおよそ、警察法において、危険の肯定のために前提とされるところの「十分な蓋然性」に相当する。(c)子どもがすでに害されていないならば、〈現在の〉危険が存在しなければならない。ひとがここでも警察法の用語を引っ張り出すならば、これは、危険が直接に害に転換することが差し迫っていること、すなわち、遠い未来においてはじめて、もしかすると実現されるだろうというのではないということを意味する」(注95)。

このメルクマールを踏まえた上で、Wapler は、こう述べる。「子どもの福祉の危険の概念は、そのことによって、それ〔子どもの福祉の危険の概念〕が、(生じた、あるいは、差し迫った)害というメルクマールを手に入れる限りで輪郭が出てくる。それ〔子どもの福祉の危険の概念〕は、それでもって、保護委託としての監視人職務の性格づけの中に挿入される。親の権利の優位も、この中に表現される。監視人職務が、害を防ぐことに限定されるならば、防御権の領域は、子どもを今にも害しそうというのではないところの親の教育行為をすべて包括する。すなわち、監視人の職は、親の教育を単に最善化するために投入されることはできない。」(注96)。つまり、国家の監視人職務は、親の優位との調和との関係もあって、子どもの最小限の保護に限られるという点に意味がある、とWapler は考えているのであろう(注97)。

Wapler は、これまでの議論を踏まえて、「子どもの福祉」概念の意味について、国家の監視人職務との関連において、次のように述べる。「子どもの福祉の尊重に対して権限があるのは、第一に親であり、彼ら〔親〕はそこにおいて、より良く、あるいは、より悪く行動することができ、国家がその〔親の〕意思に反して干渉することは許されない。子どもの福祉が危険になったときにはじめて、すなわち、子どもに害が差し迫ったときにはじめて、国家の監視人職務は、親の権利への介入を許す。そのとき、国家は、子どもの保護のために活動する権限があるだけではなくて、義務づけられている。その際、それ〔国家〕は、基本権領域におけるあらゆる活動におけるのと同じように、比例的な措置に限定されなければならない」(註98)。

ところが、Wapler によれば、親と国家の領域のこの見かけ上明確な区別は、子どもの福祉の下で理解されるべきものが不明確なことで、問題がある  $^{(\grave{\pm}99)}$ 。すでに述べたように、Wapler によれば、子どもの福祉は、子どもの利益のための符丁としてみなされることができる  $^{(\grave{\pm}100)}$ 。このことを踏まえて、Wapler は、次のように問いを立てる。「しかし、危険にされることが許されない、あるいは、損なわれることが許されないところのものとは、精確には何か。あるいは、別の問いを立てると、その保護を求めて子どもが請求権を有するところの法益(Güter)は何か、そして、いつ、その危険、あるいは、害に対する限界が超えられるのか」  $^{(\grave{\pm}101)}$ 。

Wapler によれば、この問いに対して、憲法の文献においては、これに関して、これらの問題は、それぞれ、具体的個別事例において、決定されなければならない、と述べられ、連邦憲法裁判所は、多くの事例において、みずからの抽象的な基準を展開することなしに、専門裁判所の論証をその筋道の上に再吟味することに、みずからを限定する (注102)。

Wapler は、次のように述べる。「憲法の視点からは、この状況は不十分である。子どもの福祉の危険が、監視人職務に関して、憲法上重要な概念と宣言されるならば、その必要なメルクマールは、憲法からも導き出されなければならない。それゆえ、一方では、どの法益(Güter)を、利益を、あるい

は、権利を、子どもの福祉の概念が包括するのか、また、他方では、どのような状況の下で、その危険、あるいは、害から出発されるのか、ということの明確化が必要であるように思われる。この関連においても、子どもの基本権が妥当の根拠としてのみ、また、それとともに、国家の監視人職務の背景条件としてみなされ、しかし、内容的な分析は、子どもの福祉という不確定法概念を手掛かりとして行われることは、残念である」(注103)。Wapler は、これまでの議論を踏まえて、こう述べる。「子どもの基本権主体性が、国家の監視人職務のための妥当根拠であるならば、国家はこの職の行使において、いずれにせよ、子どもの基本権にも義務づけられている。監視人職務を子どもの福祉に結びつけることは、それによれば、国家が子どもの基本権を保護しなければならないことのための別の表現に過ぎない」(注104)。ここで、「子どもの福祉」と「子どもの基本権」を、「子どもの権利」の観点から統合して捉える端緒が見受けられるようにも思われる(注105)。

### 8 Wapler の議論の基底にある考え方

これまで紹介してきた Wapler の基本法 6 条 2 項 2 文に関する議論には、どのような特徴があると考えられるだろうか。Wapler の議論の特徴のひとつとして、歴史的な観点を重視する点が挙げられる。すでに見たように、Wapler は、国家の監視人職務について、歴史的な議論から、その体系上の整理、内容上の輪郭を得ようとした  $^{(\pm 106)}$ 。結果として、基本法の成立の歴史から監視人職務の意味を明確化するということは困難であることが判明した  $^{(\pm 107)}$  が、Wapler が歴史的な観点を重視していることは見て取ることができるように思われる。このような特徴は、「子どもの福祉」について議論するところ  $^{(\pm 108)}$  にも見て取ることができる。また、「子どもの基本権」について検討するところ  $^{(\pm 109)}$  では、「憲法と家族法の伝統」  $^{(\pm 110)}$  を議論に登場させた。「憲法と家族法の伝統」  $^{(\pm 110)}$  には、制憲議会での発言  $^{(\pm 112)}$ 、「初期の連邦共和国における憲法ドグマーティク」  $^{(\pm 113)}$  といった、質的に異なる事柄が含まれているように見える点も特徴的であると思われる。

Wapler が歴史的な観点を重視しているように見て取ることのできる箇所は、以上にとどまらないように思われる。Wapler は、「子どもの福祉」、あるいは、子どもの福祉の危険について検討する際に、単純法の規範、あるいは、民法典の規定が、基本法に先立って存在していたことを重視する (注114)。つまり、法典が成立した順序という歴史を重視していると考えられる。同じ箇所からは、Wapler の議論のもうひとつの特徴として、憲法上の議論と単純法上の議論を明確に分けているということも、見て取ることができるように思われる。このことは、Wapler が、業績の中で、「憲法上の基盤」 (注115)の議論と「単純法上の形態づけ」(注116)の議論を、章を分けて論じていることにもあらわれているように思われる。

Wapler の議論の特徴として、連邦憲法裁判所の判例をきわめて重視しているという点も挙げることができると考える。確かに、この点は、ドイツにおいて憲法裁判所という制度が存在する以上当然のことであるということもできる。本論文第4節(「「子どもの基本権」と国家の監視人職務」)において紹介したように、Wapler は、1968年の養子法に関する連邦憲法裁判所の原則的決定(BVerfGE24, 119)をきわめて重視している (注117)。Wapler の理解によれば、連邦憲法裁判所は、この決定において、子どもの基本権を国家の監視人職務のための妥当の根拠とし、また、国家の監視人職務はそれ自体子どもの福祉に義務づけられているとした (注118)。連邦憲法裁判所のこの決定(BVerfGE24, 119)に対する Wapler の以上のような理解は、子どもの福祉のディスコースと子どもの権利のディスコースがパラレルに存在するという事態になり、それらのディスコースは常に一貫した結果に導くとは限らない、という Wapler の考え方 (注119) に大きな影響を与えていると考えられる。

以上のような特徴を有する Wapler の基本法 6条 2 項 2 文に関する議論の 基底には、どのような考え方を見て取ることができるだろうか。

Wapler によれば、「…監視人職務は、言葉の意味にしたがえば、監督の要素と干渉の要素を含んでおり、その際、干渉は、危険が保護対象に対して存

在することと結びつけられている。基本法6条2項2文に基づく国家の監視 人職務の保護対象は、子どもである。監督される行動は、親の教育活動(die erzieherische Betätigung der Eltern) である | (注120)。 そうだとすると、親 の教育活動を支える「親の権利」と国家の監視人職務の関係が明らかにされ なければならない。ところが、連邦憲法裁判所の判例を前提とする限り、国 家の監視人職務の議論の背後には、「子どもの権利」に由来する議論と「子 どもの福祉 | (あるいは、子どもの福祉の危険) に由来する議論が、それら 相互の関係が明確でないままに併存せざるを得ない、という認識 (注121) が Wapler の基本法6条2項2文に関する議論の基底に存在するということが 言えるように思われる。子どもの基本権主体性から、国家による保護と援助 を求める子どもの請求権が導き出され、国家の監視人職務もそれに対応する ように見える (注122)。それにもかかわらず、「子どもの権利」概念だけで問題 を統一的に捉えることができないのは、民法典(BGB)の規定に基づいて、 「子どもの福祉」概念が基本法の議論にも導入されて、解釈上重要な地位を 獲得したが、「子どもの福祉」概念、あるいは、子どもの福祉の危険の概念 を憲法上明確に位置づけることができないからである (注123)。この問題の解 決のために、Wapler の議論は、子どもの福祉の危険の概念の明確化をはか り、いくつかのメルクマールを抽出したという点に意義があると考えられ る (注124)。このことによって、親の権利の憲法上の重要性と、国家の監視人 職務との調和をはかり、連邦憲法裁判所の判例との整合性も考慮に入れるこ ともできる、と Wapler は考えているように思われる。

「子どもの権利」を、「子どもの権利 — II」、「子どもの権利 — II」、「子どもの権利 — II」、「子どもの権利 — III」、「子どもの権利 — III」に「整理、分類する」議論がある (注125)。この議論において、「子どもの基本権」という言葉が「子どもの権利 — III」をあらわす場合があることが指摘されている (注126)。ただし、「子どもの基本権」という表現は、「「子どもの権利 — III」以外についても用いられている」ので、「「子どもの権利」だけでなく「子どもの基本権」についても、いかなる意味で用いられているか常に注意する必要がある」(注127)とも指摘されている。そこで、

Wapler の議論における「子どもの基本権」(本論文「4 「子どもの基本権」と国家の監視人職務」参照)をどのように位置づけるべきかという問題が提起されることになる。

同じ論者は、「子どもの福祉」の中に、「親の自由を外から限界づけるもの(消極的・子どもの福祉)」と「限界内での親の自由を導くもの(積極的・子どもの福祉)」が存在するという指摘をする (注128)。 そこで、Wapler の議論における「子どもの福祉」をどのように位置づけるべきかという問題も提起されることになる。

Wapler の議論における「子どもの基本権」をどのように位置づけるべきかという問題も、Wapler の議論における「子どもの福祉」をどのように位置づけるべきかという問題も、Wapler の業績全体の中で検討する必要があると思われるが、本論文では基本法6条2項2文に関する議論に限定したこともあり、十分に検討することができなかったので、今後の課題としたい。

- (注1) Friederike Wapler, Kinderrechte und Kindeswohl: Eine Untersuchung zum Status des Kindes im Öffentlichen Recht, 2015.
- (注2) 以下において、[ ] は赤川が指示語の内容などを補ったことを示している。基本法6条2項の訳を作成するにあたっては、石川健治訳・解説「ドイツ」高橋和之編『[新版]世界憲法集』第2版(2012)170頁を参照した。
- (注3) Vgl. Wapler (Anm.1) S.122ff.
- (注4) Wapler (Anm.1) S.123.
- (注5) Wapler (Anm.1) S.123.
- (注6) Wapler (Anm.1) S.123. Wapler は、ここで「die Betätigung der Eltern」と述べているので、基本法6条2項2文の「ihre Betätigung」を「親の活動」と解釈しているものと考えられる。「親の活動」と解釈しているということになると、監視の対象は、親が義務を果たすことに限られず、親の権利行使を含めた、親の活動全体を含むことになると思われる。本論文

- の (注17) 参照。
- (注7) Wapler (Anm.1) S.123.
- (注8) 基本法6条2項の訳について、本論文の(注2)参照。
- (注9) Wapler (Anm.1) S.123.
- (注10) Wapler (Anm.1) S.123.
- (注11) Wapler (Anm.1) S.123.
- (注12) Wapler (Anm.1) S.123.
- (注13) Wapler (Anm.1) S.123.
- (注14) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注15) Wapler (Anm.1) S.123.
- (注16) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注17) Wapler (Anm.1) S.124. Wapler は、ここで、「親の教育活動」が監
- 督される行動であるということを述べている。本論文の(注6)参照。
- (注18) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注19) Wapler (Anm.1) S.110.
- (注20) Wapler (Anm.1) SS.110-111.
- (注21) Wapler (Anm.1) S.111.
- (注22) Wapler (Anm.1) S.111.
- (注23) Wapler (Anm.1) S.111.
- (注24) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注25) Wapler (Anm.1) S.122.
- (注26) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注27) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注28) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注29) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注30) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注31) Wapler (Anm.1) S.124.
- (注32) Wapler (Anm.1) S.124. 基本法 6 条 3 項は、「教育権者が故障した

とき、あるいは、子どもが他の理由から不良化するおそれがあるときは、子どもは、法律の根拠に基づいてのみ、教育権者の意思に反して、家族から引き離されることが許される」と定める。基本法6条3項の訳を作成するにあたっては、石川健治訳・解説「ドイツ」高橋和之編『[新版]世界憲法集』第2版(2012)171頁を参照した。

(注33) Wapler は、基本法 6 条 3 項を基本法 6 条 2 項に対する特別法と位置づけている (Wapler (Anm.1) S.105.)。

(注34) Wapler (Anm.1) S.127.

(注35) Wapler (Anm.1) S.127, 128.

(注36) Wapler (Anm.1) S.124.

(注37) Wapler (Anm.1) S.124.

(注38) Wapler (Anm.1) S.124.

(注39) Wapler (Anm.1) S.124.

(注40) Wapler (Anm.1) SS.124-125. 以下において、〈 〉は原文斜体を示している。

(注41) Wapler (Anm.1) S.125.

(注42) Wapler (Anm.1) S.125. Wapler は、「基本法 6 条 2 項のドグマーティク上の構造化のための提案」という節では、「親の権利への国家の審級の(staatlicher Instanzen)介入のための中心的な授権は、基本法 6 条 2 項 2 文に見いだされる。そこで規制された一般的な国家の監視人職務は、子どもの保護のための法律の規制と個別事例の決定を許す」、と述べている(Wapler (Anm.1) S.168.)。

(注43) Wapler (Anm.1) S.126.

(注44) Wapler (Anm.1) S.127.

(注45) Wapler (Anm.1) S.127.

(注46) Wapler (Anm.1) S.127. Wapler (Anm.1) S.127 の Fn.135. では、BVerfGE 7, 320 (323) が挙げられている。Vgl. Wapler (Anm.1) S.119.

(注47) Wapler (Anm.1) S.127.

- (注48) Wapler (Anm.1) S.127.
- (注49) Wapler (Anm.1) S.127. 「Schutzgut」は、ここでいずれにせよ法的に保護されている利益を意味していると考えたので、「保護法益」という訳語をあてた。
- (注50) Wapler (Anm.1) S.128.
- (注51) Wapler (Anm.1) S.128.
- (注52) Wapler (Anm.1) S.128.
- (注53) Wapler は、制憲議会の審議における Brockmann の発言にも触れ
- ている (Wapler (Anm.1) S.128.)。
- (注54) Wapler (Anm.1) S.129.
- (注55) Wapler (Anm.1) S.129.
- (注56) Wapler (Anm.1) S.129.
- (注57) Wapler (Anm.1) S.128.
- (注58) Wapler (Anm.1) S.129. BVerfGE 24, 119に関して、横田光平『子 ども法の基本構造』(2010) 220-221頁参照。
- (注59) Wapler (Anm.1) S.129.
- (注60) Wapler (Anm.1) S.129.
- (注61) Wapler (Anm.1) SS.129-130.
- (注62) Wapler (Anm.1) S.130.
- (注63) Wapler (Anm.1) S.130.
- (注64) Wapler (Anm.1) S.130.
- (注65) Wapler (Anm.1) S.130.
- (注66) Wapler (Anm.1) S.130. 本論文の(注84) に対応する本文参照。
- (注67) Wapler (Anm.1) S.130. Wapler (Anm.1) S.131の Fn.146によれば、
- BVerfGE4, 52 (57) である。
- (注68) Wapler (Anm.1) S.131.
- (注69) Wapler (Anm.1) S.131.
- (注70) Wapler (Anm.1) S.131.

(注71) Wapler (Anm.1) S.131. ここでは、「die Rechte des Kindes」 (Wapler (Anm.1) S.131.) と述べられており、「子どもの基本権」とは述べられていない。

(注72) Wapler (Anm.1) S.127.

(注73) Wapler (Anm.1) S.130.

(注74) Vgl. Wapler (Anm.1) S.130.

(注75) Wapler (Anm.1) S.131.

(注76) Wapler (Anm.1) S.132.

(注77) Wapler (Anm.1) S.132.

(注78) Wapler (Anm.1) S.132. もっとも、Wapler によれば、ここで、子どもは、親あるいは第三者という、その人自体は直接に基本権的に義務づけられていないところの人に由来するところの危険の際に、保護と援助を手に入れることを求める請求権を有することが特別な点である(Wapler (Anm.1) S.132.)。Wapler によれば、「したがって、どのように、国家の保護を求める子どもの請求権が、私法的な親子関係に挿入されるのかという問いが提起される」(Wapler (Anm.1) S.132.)。本論文では、国家の保護を求める子どもの請求権が、どのように私法的な親子関係に挿入されるかというこの問題(Vgl. Wapler (Anm.1) SS.169–179.)には立ち入らない。

(注79) Wapler (Anm.1) S.131.

(注80) Wapler (Anm.1) S.133.

(注81) Wapler (Anm.1) S.133. ここで述べられた「法律の留保の原則」は、前に述べられたことからすれば(本論文の(注35)に対応する本文参照)、法律の留保の一般的な法治国家原理に由来する(Wapler (Anm.1) S.127, 128.)ものであろう。国家の監視人職務において、介入の境目として、子どもの福祉の危険ではなくて、基本法6条3項における「不良化」を用いることに対して、Wapler は、否定的である(Wapler (Anm.1) SS.133-134.)。

(注82) Wapler (Anm.1) S.134.

- (注83) Wapler (Anm.1) SS.134-135.
- (注84) Wapler (Anm.1) S.135. Wapler (Anm.1) S.135の Fn.151において、BVerfGE 4, 52 (57) が挙げられている。
- (注85) Wapler (Anm.1) S.135.
- (注86) Wapler (Anm.1) S.135.
- (注87) Wapler (Anm.1) S.135.
- (注88) Wapler (Anm.1) S.135.
- (注89) Wapler (Anm.1) S.135.
- (注90) Wapler (Anm.1) S.135.
- (注91) Wapler (Anm.1) S.135.
- (注92) Wapler (Anm.1) S.136.
- (注93) Wapler (Anm.1) S.136. […] は Wapler による省略を示している。Wapler (Anm.1) S.136 の Fn.155 においては、「Siehe z.B. BVerfG, 17.06.2009, Az.1 BvR 467/09; BVerfG ZKJ 2012, 186 (187)」と書かれている。赤川は、BVerfG, 17.06.2009, Az.1 BvR 467/09について、FamRZ 2009, 1472とドイツ連邦憲法裁判所のウェブサイト (http://www.bverfg.de/e/rk20090617\_1bvr046709.html) (https://www.bundesverfassungsgericht.de/e/rk20090617\_1bvr046709.html) を見た(最終アクセス日:2021年6月5日)が、FamRZ 2009, 1474とウェブサイトでは、「voraussehen」となっている箇所が、Wapler の引用においては、「voraussagen」となっていた。Wapler の著作の方が誤植と考えたので、本論文では「予見」と訳した。また、赤川がBVerfG ZKJ 2012, 186を見たところ、「…子どものすでに生じている害、あるいは、子どものさらなる発達に対して、相当の侵害が、かなりの確実性でもって予見される程度において存在する現在の危険」(ZKJ 2012, S.188.) という言い回しであった。
- (注94) Wapler (Anm.1) S.136.
- (注95) Wapler (Anm.1) S.136. Wapler の抽出したメルクマールを訳して本文に引用したが、Wapler はメルクマールの(b)において、「voraussagen」

- という言葉を用いており、「予言」と訳した。
- (注96) Wapler (Anm.1) S.136.
- (注97) Vgl. Wapler (Anm.1) S.137.
- (注98) Wapler (Anm.1) S.141.
- (注99) Wapler (Anm.1) S.141.
- (注100) Wapler (Anm.1) SS.126-127. Vgl. Wapler (Anm.1) S.141.
- (注101) Wapler (Anm.1) S.141. 「Güter」は、ここでいずれにせよ法的に保護されている利益を意味していると考えたので、「法益」という訳語をあてた。
- (注102) Wapler (Anm.1) SS.141-142. Wapler は、Fn.153を見るように指示している (Wapler (Anm.1) SS.141-142.)。
- (注103) Wapler (Anm.1) S.142.
- (注104) Wapler (Anm.1) S.142.
- (注105) Wapler の「子どもの福祉」と「子どもの基本権」の関係に関する 議論は、法倫理学的観点からも根拠づけられている(Vgl. Wapler (Anm.1) SS.391-465.)が、本論文では、基本法6条2項2文に関する議論を紹介する ことに限定する。
- (注106) Wapler (Anm.1) S.123. 本論文の(注13) に対応する本文参照。
- (注107) 本論文「2 国家の監視人職務」参照。
- (注108) Wapler (Anm.1) S.127.
- (注109) 本論文「4 「子どもの基本権」と国家の監視人職務」参照。
- (注110) Wapler (Anm.1) S.128.
- (注111) Wapler (Anm.1) S.128.
- (注112) Wapler (Anm.1) S.128.
- (注113) Wapler (Anm.1) S.129.
- (注114) Wapler (Anm.1) S.131, 135. 本論文の(注69) 及び(注84) に対応する本文参照。
- (注115) Wapler (Anm.1) SS.89-233.

- (注116) Wapler (Anm.1) SS.249-306.
- (注117) Wapler (Anm.1) S.129.
- (注118) Wapler (Anm.1) S.130.
- (注119) Wapler (Anm.1) S.131. 子どもの福祉と子どもの権利についてのパラレルなディスコースということを述べる前に、Wapler が、連邦憲法裁判所の1954年の親の権利と親の権利の限界に関する最初の原則的決定 (Wapler (Anm.1) S.130. Wapler (Anm.1) S.131 の Fn.146 によれば、BVerfGE4, 52 (57) である。) を引用している (Wapler (Anm.1) S.131.) ことも連邦憲法裁判所の判例を重視していることのひとつのあらわれであると考えられる。
- (注120) Wapler (Anm.1) S.124. 本論文の(注17) 及び(注26) に対応する本文参照。
- (注121) 本論文「4 「子どもの基本権」と国家の監視人職務 | 参照。
- (注122) 本論文「5 国家による保護と援助を求める子どもの請求権」参照。
- (注123) Vgl. Wapler (Anm.1) S.135. 本論文「7 子どもの福祉の危険の明確化」参照。
- (注124) Wapler (Anm.1) S.136.
- (注125) 横田光平『子ども法の基本構造』(2010) 360-373頁
- (注126) 横田光平『子ども法の基本構造』(2010) 361-362頁
- (注127) 横田光平『子ども法の基本構造』(2010) 370頁の注(8)
- (注128) 横田光平『子ども法の基本構造』(2010) 220頁

本研究は ISPS 科研費 IP20K01293の助成を受けたものです。